特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	身体障害者手帳交付関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三郷市は、身体障害者手帳交付関係事務において特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三郷市長

公表日

平成27年5月1日

[平成26年4月 様式2]

関連情報

以更情報					
1.特定個人情報ファイルを	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務				
事務の概要	事務全体の概要 身体障害者福祉法等の規定に則り、申請受理、進達事務、手帳情報の照会業務、手帳交付業務を行う。 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 申請書や届出書の確認 進達事務 手帳情報 認定に必要な各種情報の照会 手帳の移管業務に必要な各種情報の照会				
システムの名称	障害福祉システム				
2.特定個人情報ファイル	名				
身体障害者手帳に関する情報	ファイル				
3.個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 11の項				
4.情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
実施の有無	 (選択肢> (事施する) (事施しない) (事施しない) 				
法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三者(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳の交付に関する情報」「身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報」が含まれる項(16、27、28、31、54、55、56・2、57、79の項) (別表第二における情報照会の根拠)なり(身体障害者手帳に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。				
5.評価実施機関における	担当部署				
部署	福祉部障がい福祉課				
所属長	福祉部障がい福祉課長 藤丸 譲司				
6.他の評価実施機関					
7.特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1 048-953-1111 企画総務部総務課				
8.特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1 048-953-1111 福祉部障がい福祉課				

しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1.000人未満(任意実施) 2) 1.000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成	27年3月1日 時点			
2. 取扱者	2.取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満	1	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成	27年3月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし	1	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明